◇◇◇ アイネス消費生活情報 No.226 2019.10.28 ◇◇◇ 消費生活・男女共同参画プラザ(県消費生活センター)

■Wi-Fi やパソコンの契約にご注意を

近年、「機器代金が無料」、「利用料金が安い」といった勧誘を受けてパソコンや Wi-Fi、携帯電話などの契約を行った後で後悔し、トラブルになる事例が多くありますので、ご紹介します。

【事例】2ヶ月前に料金が安いと勧誘されてパソコンと Wi-Fi の契約をしたが、あまり使う必要がなかったので店舗へ行き解約した。解約料について説明があり、いったんは了承した。しかし、不要になったのに高額な解約料を請求されることが不満だ。支払いたくない。

【アドバイス】相談者は納得した上で解約手続きを行っており、解約料の支払いを拒むことは大変難しいと考えられます。契約を行うときはそもそも本当に必要なものであるかをよく検討し、家族や周囲にも相談するようにしましょう。契約した後であっても、一定期間に条件を満たせば解約できる場合もあります。必ず契約書類等は保管し、契約内容や解約についてのルールを確認しましょう。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号(NS大分ビル内)

TEL: 097(534)4034 FAX: 097(534)0684

ホームページ: http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/

E-mail: oita-shouhi@pref.oita.lg.jp

☆ メルマガバックナンバー(これまでの配信内容は、こちらからご覧ください)

http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html

- ☆ Facebook で暮らしに役立つ最新情報を発信しています!
 - ★ Facebook に登録していなくても、見ることができます。

https://www.facebook.com/oita.iness

~「ながら見守り」にご協力ください~

子ども達を犯罪被害から守るために、「気楽に」「気長に」「危険なく」自分のペースにあわせた見守り活動を始めてみませんか?

ウォーキングや犬の散歩、花の水やり、仕事などをし「ながら」、子どもを見守り、 不審者を地域のコミュニティに入らせないようにしましょう。 _____

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ 市町村の消費生活相談窓口

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。 次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内しま す。お気軽にご相談下さい。

《 消費者ホットライン:188 》

☆ 大分県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ 消費生活等相談(契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~17:30

相談電話:097-534-0999

◇ 消費生活特別相談

受付時間:日曜日(第3日曜をのぞく)13:00~16:00

相談電話:097-534-0999

◇ 食品表示110番(不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など)

受付時間:月~金曜日(祝、休日をのぞく)9:00~16:30

相談電話:097-536-5000

☆ メルマガ登録者を募集しています!

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、 下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。(配信停止も同様)

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp (メルマガ専用アドレス)